

総務常任委員会会議録

平成30年6月6日

宮古市議会

宮古市議会定例会平成30年6月定例会議 総務常任委員会会議録目次

(6月6日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	3
開 会	3
付託事件審査(1)	3
付託事件審査(2)	4
付託事件審査(3)	7
付託事件審査(4)	12
付託事件審査(5)	12
付託事件審査(6)	13
付託事件審査(7)	13
付託事件審査(8)	14
付託事件審査(9)	18
付託事件審査(10)	20
休 憩	21

宮古市議会総務常任委員会会議録

日 時 平成30年6月6日（水曜日） 午後1時30分
場 所 市役所 6階大ホール

○

事 件

[付託事件審査]

- (1) 議案第4号 宮古市役所宮古本庁舎の位置の変更に伴う関係条例の整理に関する条例
- (2) 議案第5号 宮古市市税条例等の一部を改正する条例
- (3) 議案第10号 防災行政無線設備更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- (4) 議案第14号 あらたに生じた土地の確認について
- (5) 議案第15号 字の区域の変更について
- (6) 議案第16号 字の区域の変更について
- (7) 議案第19号 宮古市過疎地域自立促進計画を変更することに関し議決を求めることについて
- (8) 議案第6号 宮古市市民交流センター条例
- (9) 議案第11号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- (10) 議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることについて

出席委員（7名）

松 本 尚 美 委員長	木 村 誠 副委員長
西 村 昭 二 委員	鳥 居 晋 委員
竹 花 邦 彦 委員	田 中 尚 委員
工 藤 小百合 委員	

欠席議員（なし）

説明のための出席者

〔付託事件審査〕

(1)

総務部長 伊藤孝雄君	総務課長 中嶋 巧君
行政係長 吉濱賢寿君	

(2)

総務部長 伊藤孝雄君	産業振興部長 菊池 廣君
税務課長 松館恵美子君	産業支援センター所長 下島野 悟君
税務課副主幹兼管理係長 和美邦彦君	税務課副主幹兼市民税係長 佐々木 則夫君
税務課副主幹兼資産税係長 古館勇一君	産業支援センター係長 平井 純君

(3)

危機管理監 芳賀直樹君	危機管理課長 川原栄司君
危機管理課副主幹兼防災係長 山崎正幸君	危機管理課副主幹兼避難施設整備係長 安田 久君

(4)～(7)

企画部長 松下 寛君	企画課長 多田 康君
企画課副主幹兼企画調整係長 三上 巧君	企画課主任 根市 昇君
企画課主事 佐々木大輔君	

(8)

企画部長 松下 寛君	復興推進課長 岩間 健君
復興推進課拠点施設推進室長 齊藤清志君	

(9)・(10)

企画部長	松下 寛 君	総務部長	伊藤 孝雄 君
復興推進課長	岩間 健 君	契約管財課長	山崎 忠弘 君
復興推進課拠点 施設推進室長	齊藤 清志 君	契約管財課 管財係長	藤村 司 君

○

議会事務局出席者

事務局 長 菊地 俊二 次 長 松橋 かおる

○

開 会

午後1時30分 開会

○委員長(松本尚美君) ただいままでの出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、これから総務常任委員会を開会いたします。

本日の案件は付託事件審査10件、説明事項1件となりますので議事進行にご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の審査を行います。議案の提案理由については本会議で説明済みでありますので、省略をいたします。

○

付託事件審査(1) 議案第4号 宮古市役所宮古本庁舎の位置の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

○委員長(松本尚美君) 議案第4号、宮古市役所宮古本庁舎の位置の変更に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。質疑のある方は、いらっしゃいますか。ないですか。

〔「ありません。」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松本尚美君) 質疑はないようでございますので、質疑を終わります。

これから、議案第4号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松本尚美君) 討論もないようでございますので、直ちにお諮りいたします。

議案第4号は、原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松本尚美君) 異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案可決すべきものと決定いたしました。

説明員の入れ替えを行います。

〔説明員の入れ替え〕

○委員長(松本尚美君) 質疑に入る前になんですけれども、本会議で内容は聞いているんですけれども、非常にわかり難い。なので、ポイントをもう一回説明をいただきながら。ちょっと待ってくださいね。

付託事件審査（２） 議案第５号 宮古市市税条例等の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） 議案第５号、宮古市市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。説明はありますか。松館税務課長。

○税務課長（松館恵美子君） それでは、宮古市市税条例等の一部を改正する条例について。先日、条例の内容については、部長が説明いたしましたが、改正の主な内容を補足で申し上げます。

内容は４点でございます。１点目は、生産性向上特別措置法というものがありますが、その法の定めるところにより、市の計画に基づいて中小企業が実施する設備投資に係る固定資産税の課税標準の特例割合をゼロと定めるものでございます。本日、６月６日に法施行となったことから、条例公布の日より施行されることとなります。

２点目は、市たばこ税でございます。紙巻たばこの税額を平成30年10月１日から、平成33年10月１日にかけて、国税と地方税を合わせて１本あたり３円の増額とするものでございます。改正の影響額でございますが、3,400万円程が見込まれますが、一方、29年度のたばこ税の税収が前年度より3,400万円程の減となっておりますので、税収は変わらないと見込んでおります。

たばこ税の二つ目でございます。紙巻きたばこ旧３級品の製造たばこの税額が、平成28年４月１日から平成31年４月１日にかけて、旧３級品以外の税額と同額に設定する経過措置中であることから、最終の税額の改正時期を平成31年10月１日に調整するものでございます。

たばこ税の三つ目でございます。加熱式たばこの税額を新たに設定することとして、平成30年10月１日から５段階に分けて、５年かけて現行の計算方法を見直すものでございます。現在、加熱式たばこは、パイプ式たばこの計算方法が用いられており、たばこの葉が少ないために、紙巻たばこの14%から78%の税率に抑えられております。改正により、紙巻たばこの７割から９割まで引き上げる見込みでございます。

改正の３点目でございます。個人市民税について、均等割と所得割が非課税となる所得を10万円引き上げることとしたものでございます。所得税法において、給与所得控除額と公的年金所得控除額を10万円引き下げる改正が行われておりますので、税収への影響はほとんどございません。

４点目は、法人市民税について、大法人の申告を電子処理で行うことを義務付けたものでございます。

以上となります。よろしく願いいたします。

○委員長（松本尚美君） 補足説明をいただきました。まあ、資料があれば、後で配ってくれる。書き取れなかった人もいらっしゃると思うので。それでは、質疑はございますか。

田中委員。

○20番（田中 尚君） まず、たばこ税について質問でありますけれども。先ほどのご説明ですと、引上げても実際の税収は変化がないというお話でしたが、過去３カ年ではどれくらい市税において、たばこ消費税というものが、納められているのか伺いたいと思います。額にして。

○委員長（松本尚美君） はい。関連ということで、お答えできますか。

松館税務課長。

○税務課長（松館恵美子君） たばこ税の税収でございます。平成26年度は、４億6,331万1,226円。平成27年度は、４億7,393万9,737円。平成28年度は、４億6,803万6,598円でございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○20番（田中 尚君） ちょっと、提案されている内容からすると逸れるような意識もありながら、参考までに何うわけなんですけれども。でもやっぱりお答えする立場でないですから、聞かない方がいいのかなと思うのですが。いろいろお話をしながらね。要するに、たばこ消費税という形の税収と、それから一方においては、歳出において出て行く費用の関係をちょっと議論しようかと思ったのですが、お答えする方が、ちょっとそういう部分では…。今、頭の中で考えながら途中まで言い出して不適切だなという判断が働きましたので、やめたいと思います。

その上で、先ほどの一番最後の法人税の電子処理の義務化に関連して何うわけでありませうけれども。この電子処理を義務付けるということに伴って、中小企業、それぞれの事業所のみなさん方が。これは政府がこういう形で法律を決めて、それぞれの事業所は電子処理が対応できるような。そういう条件が揃っているという理解でよろしいのでしょうか。伺います。

○委員長（松本尚美君） 松館税務課長。

○税務課長（松館恵美子君） 義務付けになった法人は大法人ということで、資本金が1億円以上の法人ということになって、現在すでにLタックス、電子申告をされております。市全体においても71%以上、電子申告を行っているところでございますので、今後中小企業については義務付けになっておりませんので、心配ないかと思えます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○20番（田中 尚君） はい、大変失礼しました。聞き漏らしました。この大法人という部分の大を聞き漏らしまして、大変失礼しました。それでは参考までに、宮古市内におきまして、この大法人という形での、いわば、適用する事業所数というのは現時点では、どれくらいというふうに考えたらよろしいでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 松館税務課長。

○税務課長（松館恵美子君） 大法人。資本金1億円以上の法人は209社で、全体の16%弱ということになります。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○20番（田中 尚君） これは市の税収にも関係する部分でありますけれども。ざっと見まして市税という金額を捉えたときに、一つに市民の所得税、言葉を変えますと市民の収入の状況といいますか。所得と言いますか。総じて宮古は低いというふうな印象があるのですが。どこと比べてそういうことを言っているのかというと、それは釜石市。あるいは久慈市。等々になるわけでありませうけれども。本来、松館課長さんのところで、そういうふうなところで調査の対象とはならない内容なのかなという思いはしながら、聞いているわけでありませうけれども。今、聞いております税収の中身について、例えば法人税を例にした場合には、市内の場合ですと約16%がこれに該当する、そういう法人の形態になっているということでありませうけれども。これは参考までに、大法人の所在状況という点では、他市の状況を把握されておりますか。つまり、宮古市を客観的に見たときに、沿岸の中で宮古市が、どれくらい経済的に力があるのか、ないのかという点では、ちょっと分析されておりますか。

○委員長（松本尚美君） 松館税務課長。

○税務課長（松館恵美子君） 先ほど申し上げた大法人は市内だけではなく、全体でございます。他市というよりも、宮古市独自の税収がどうなっているかというところを見たときに、法人については、年によって計算年度の関係で上がり下がりがありますが、少しずつ調定額が伸びてきているということから、法人も所得が伸びてき

ているのかなと思われまし、個人市民税につきましても、一人当たりの調定額が少しずつ伸びてきておりますので、所得は少し上がってきているのかなと思っておりました。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○20番（田中 尚君） この法人税の税率につきましては、私どももよく指摘してきているのですが。

いわゆる、法人税の税率の引下げと見返りに、消費税が上げられてきているということは、今までも各種選挙におきましては、指摘をさせていただいている部分なんですけれども。現在の大法人。一般的な意味での法人税は、これは法人の形態を問わず、私は税率は同じではないのかなと思っておられますし。他方、以前から比べますと、いわゆる税率そのものは、どんどん下がってきているという認識なんですけれども。参考までに、この現在の法人税率は、10年間でどのように変化をしているのかをですね。もし、お分かりでしたら教えてほしいのですか。

○委員長（松本尚美君） 松館税務課長。

○税務課長（松館恵美子君） 22年度以降になりますけれども。旧宮古市は14.7%でございましたが、平成26年度に12.1%の法人税割がそのようになっております。あとほかに均等割りが、資本金であるとか従業員数で1号から9号まで分かれております。

○委員長（松本尚美君） 田中委員、あの、あんまり広げないで。ポイントを変えますか。

○20番（田中 尚君） 終わります。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○15番（竹花邦彦君） さきほど田中委員の方からも質問があつて、課長の方からは3年間の市たばこ税、26年から28年度にかけて4億7,000万円前後の市税収入になるというお話がありました。これは、確認の意味でお伺いしますが、加熱式たばこを含んだ税収額ですか。

○委員長（松本尚美君） 松館税務課長。

○税務課長（松館恵美子君） 入っております。パイプ式たばこと同じ税率で入っております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○15番（竹花邦彦君） そこで、先ほど紙巻たばこのところで、紙巻きたばこの税額が1本当たり3円だか増額になって、3,400万円の増額になるけれども、この間税収額が下がってきているから、ほとんど税収には、額そのものについては影響がないというお話しでしたが。一方では加熱式は、先ほど税率が5年間かけてパイプ式の70%から90%に引上げられるという話でありました。そうなりますと当然、紙巻式についてはかなり税率が上がりますから、市のたばこ税の税収も増えるのではないかと。単純にそう思うわけです。でも、このパイプ式が税収が上がったりしても全体のたばこ税額については、あまり影響がない。こういうふう認識していいということでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 松館税務課長。

○税務課長（松館恵美子君） 加熱式たばこに3種類ございます。アイコス、グロー、ブルーム・テックでございます。割と出回っているアイコスについては、ほとんど紙巻きたばこと同じくらい。紙巻たばこの8割くらいの税率でございます。これが、5年後には9割になります。一番低いのがブルーム・テックで、これが14%くらいなんです。これが紙巻きたばこの7割くらいに上がるということになりますので。一番売れているといいますが、出回っているアイコスがそれほど変わらないので、あまり影響がないのかなと。一方では、たばこを吸わない方々も増えているので、そういった観点から、あまり伸びないのではないのかなと見込んでおります。

○委員長（松本尚美君） あと、ございますか。ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第5号に対する討論を行います。

〔「ありません。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論もないようですので、直ちにお諮りします。

議案第5号は、原案可決すべきものと決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者多数〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第5号は原案可決すべきものと決定いたしました。

説明員の入れ替えを行います。

〔説明員の入れ替え〕

○委員長（松本尚美君） 質疑に入る前に、皆さまのお手元に配りましたけれども、危機管理課から質疑の前段でこの資料を配付したいという申し出がありましたので、許可をいたしまして、お配りしましたので、参考にしてください。

○

付託事件審査（3） 議案第10号 防災行政無線設備更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

○委員長（松本尚美君） 議案第10号、防災行政無線設備更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを、議題といたします。少し資料を読む時間が必要ですか。では取ります。3分。3分では無理か。では、補足説明としますか。この資料を基に。いいですか、ポイントだけ。

川原危機管理課長。

○危機管理課長（川原栄司君） それでは、お手元の資料に沿いまして説明させていただきます。

まず、防災行政無線設備更新工事についてでございますが、工事の目的、概要について。これにつきましては、宮古市全域におけます迅速かつ的確な情報伝達のため、老朽化している防災行政無線設備を更新するものでございます。現庁舎等の防災行政無線は、平成19年度に整備して以来11年を経過しており、老朽化が進んでおります。また、システムOS、これはWindowsXPになりますが、システムOSのサポート期限が過ぎておりまして、サポートできないことから、同報通信設備と公共業務用FWA無線局設備の更新を図るというものでございます。なお、移動通信設備につきましては、新庁舎の方へ現在のものを移設し、経費の軽減を図っておりますし、また、新庁舎において10月1日からの運用を始めるということで計画しております。

次に、工事の内容等になりますが、①防災行政無線設備等の概要ということで、3ページの方に別紙ということで。市役所の危機管理課の奥にあります防災無線室。ここにこのような行政無線用の設備が揃っておりますけれども、そのレイアウトを記載しております。機械的には1番から39番までの機器が揃っておりまして、この中の黄色い印がある部分。これについて今回更新するということで考えております。なお、色の付いていない部分については、新庁舎へ移設というふうなことで進めております。中身の説明は割愛させていただきます。

前に戻っていただきまして、1ページの②になりますが、更新工事の概要ということで記載させていただいております。工期の方は220日間になります。単純に議決の日から考えますと、1月の工期になりますけれども、これは最終の撤去。この庁舎からの撤去とか、この庁舎からの撤去とか調整も含めまして220日間でございますので、防災行政無線の運用は10月1日からと考えております。それから予算額でございますが、2億3,500万円。これは、今年度の当初予算でございます。入札につきましては、5月22日に条件付き一般競争入札で執行してお

ります。その結果、落札業者が、盛岡市中央通二丁目2番5号、日本電気株式会社岩手支店ということになりました。落札金額は、2億2,788万円、これは税込の金額で、落札率は96.64%でございました。

③として、更新工事の内訳ということで、それぞれの工事、項目ごとに設計額に請負率を掛けて事業費を記載しております。親局設備、遠隔制御局設備等ありまして、合計で2億2,788万円ということになっております。

2ページでございますが、これまでの宮古市の整備状況を並べております。一番左が地区名、その隣が整備時期、整備した内容というようになっております。宮古地区については、同報系を平成20年度に更新しまして、それ以来更新していないということから、網掛けの部分にあります平成30年に、この分の老朽化の部分について、今回更新するというような工事になっております。

以上、補足説明ということで終わります。

○委員長（松本尚美君） 補足説明が終了しました。質疑のある方はいらっしゃいますか。

竹花委員。

○15番（竹花邦彦君） 先ほど配布された資料について、ちょっと参考までにお伺いしたいと思います。

工事目的、概要のところ、システムOSのサポート期限が経過しているという説明がございました。ちなみにサポート期限というのは、何年なのでしょう。

○委員長（松本尚美君） 川原危機管理課長。

○危機管理課長（川原栄司君） 現在使用しておりますWindows X Pでございますが、2014年、平成26年4月でサポートが切れております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○15番（竹花邦彦君） ということは10年。定められているサポート期限は10年というふうに考えていいのですか。つまり、何年間のサポート期限が、今切れているやつが何年間の。簡単にいうとサポート期限というのは、何かあった場合については、そのサポートで面倒を見てもらえるという意味なのでしょう。そういう意味ではないのですか。

○委員長（松本尚美君） 芳賀危機管理監。

○危機管理監（芳賀直樹君） お答えします。これはマイクロソフトという会社で作っているWindowsというパソコンソフトなんですけれども、発売から10年で特にセキュリティのサポートが切れるという形になります。いわゆる、コンピューターのウイルスとか、不正アクセスするものに対する対策のパッチファイルというものを配るのが、10年で終わるということになっています。マイクロソフトの方がですね。今回のX Pにつきましては、発売から10年、2014年でマイクロソフトの方はサービスが終ったという形で。今の状態は、コンピューターのセキュリティ上は、4年前の状態ということになっています。一般的には非常に危険な状態というふうになっています。

ただし、防災無線については、インターネットに繋がっていないという環境から、外からウイルスが入ってくる可能性は少ないと。危機管理課の奥の部屋にあるということで、侵入者も可能性がないだろうということで、なんとか使っているというところです。

とはいえ、我々が使っているUSB1本1本につきまして、何らかの不正なものが入っていれば、差し込んだときにシステムダウンとか、そういうことに繋がりますので、できるだけ早い時期に新しいOSに。今ですと最新のOSのWindows10に切り替えて行く必要があるということで、ここを更新したいと。一つの要件と考えております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○15番（竹花邦彦君） 分かりました。二つ目の工事費の内訳をみると、諸経費が3,000万円弱かかっております。

多分、諸経費率で出している金額なのかなというふうに思いますが、参考までに、この諸経費というのはどういう経費が見込まれているのかが分かればちょっと教えてほしいです。最初に諸経費率という考え方でいいのかというところをちょっと。

○委員長（松本尚美君） 川原危機管理課長。

○危機管理課長（川原栄司君） 諸経費率というのは、直接工事の関する諸経費と全体にかかる諸経費とございまして。先ほどお示しましたこれは、設計書の額に請負率を掛けてございまして、あくまでも設計書上の諸経費で、諸経費率を掛けて請負率を掛けた金額というふうに捉えていただいてもよろしいかと思います。

○委員長（松本尚美君） 私が答えていいですか。今の補足。まあいいか。現場管理費とか一般管理費とか、管理の部分ですね。諸経費となっていますけど。いいですか。

竹花委員。

○15番（竹花邦彦君） 一般的にはそのとおり。ちなみに諸経費率は15%ですか。この設備更新に関わっての。

○委員長（松本尚美君） どなたですか。

○危機管理課避難施設整備係長（安田 久君） 危機管理課、安田です。間接費といたしまして、共通仮設費、現場管理費、機器間接費等、一般管理費等を計上しておりますが、直接工事費により諸経費の率が計算で直接工事費掛ける率という形で諸経費を算出しております。

○委員長（松本尚美君） 参考の質疑なんですけれども、分かりますか。

芳賀危機管理監。

○危機管理監（芳賀直樹君） ちょっと確認させますので、別の質問の方をお願いします。

○委員長（松本尚美君） ほかにありますか。

〔「ありません。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○20番（田中 尚君） 初歩的なことを伺いますが、ここのそれぞれ宮古地区から川井地区にかけて、公共業務用防災カメラの機能なんですけど、FWA無線局とこう出ておりますけれども、これは何の略称ですか。

○委員長（松本尚美君） 川原危機管理課長。

○危機管理課長（川原栄司君） 日本語で言いますと、固定無線アクセスシステムということになりまして、ざっくり言いますと、宮古、田老、新里、川井それぞれの無線局がありまして、それらを無線で繋ぐための無線局といますか。パソコンで言えばLANケーブルみたいな役割を果たすと思うのですけれども。その光ファイバーとかの線ではなくて、無線のシステムとなります。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○20番（田中 尚君） FWAというのは当然頭文字を取ってFWAだと思いますし、Fということになりますと、エフエムかな、フリーかな。Wはウェブかなと、いろいろ考えておりますので。これは何の略称ですかということ。元々の言葉。

○委員長（松本尚美君） 川原危機管理課長。

○危機管理課長（川原栄司君） 発音があっているかどうかあれですが、フィックスド・ワイヤレス・アクセスです。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○20番（田中 尚君） 分かりました。そこで資料の2ページなんです。ここは色が付いた部分が下から2行目にございまして。宮古地区の部分に色が付いておりますが、この最初に宮古地区、新里地区、川井地区、田老地区と。そのうちの宮古地区の更新分ということで下から2段目の列にあるというふうに思うのですが。ざっと2億2,000万円と。老朽した施設の更新費用ということなんです。

そこで財源も、それ用の財源が予定されておりますが、これ、ざっくりですね、下の方の事業全体という欄があるんですが。私のイメージからすると、大変お金がかかっている割には効果が期待できないと言ったら怒られるかもしれませんが、先ほど話してましたビル・ゲイツさんが喜ぶような、そういう内容だなという思いをして聞いているんですが。ざっくりと今回の更新料を除いて、どれくらいの整備費がかかったかというのは、分かりますか。

○委員長（松本尚美君） 川原危機管理課長。

○危機管理課長（川原崇司君） 大変ざっくりとした数字でございますが、宮古地区の一番上の平成29年度分で4.7億円。新里地区で6.4億円。川井地区で8億円。そういった金額でございまして、足しますと19億円くらいになるかと思えます

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○20番（田中 尚君） 今回、更新の費用が出ておまして、起債対応となっております。有利な起債だとは思いますが、この設備の単価が厄介なんですよね。つまり国の方から、これはそういうふうにしなさいという掛け声で。しかも財源も国が面倒を見ますよということで、あとは知りませんよとは言っていないが。結局は後々施設を整備した、それぞれの自治体の財政的な負担になっていくということで。今回その部分の費用が出ているものと理解をしているのですが。

整備費は国が出すからまあいいやという部分があるかもしれませんが、本来の防災行政無線ということで、実は東日本大震災のときには、怒られるかもしれませんが、あまり役に立たなかったという印象があるんです。つまり、それは、無線を発しても届かなかったのか、あるいは、そもそも発しなかったのか。色んな問題があるのではなかったのかと思っております。

一方、以前に私は指摘をさせていただいたわけでありましてけれども、技術革新が、この中にも出ておりますけれども、Jアラート装置。今スマホの普及がどんどん伸びております。私は、こういうのは、昔の漁協さんが集落に放送するような形の発想なんです。防災行政無線というのは、簡単に言うと時代遅れ。どんどん技術革新で個人に持たせた方が、はるかに必要な情報が入る。情報だけではなくて、画像も入る。そういうふうになっていくときに、こういう厄介なものを国の号令で整備して、どうするのかという、私は問題意識を持っております。しかも、10年。これは主にそうパソコンの関係でそうなっておりますので。いわば、Windowsの考えよう如何で。Windows10ですけど。次にまた10年もしないうちにシステムが出るということになると、また、更新しなきゃないと。結局は、アメリカが儲かる話だということに行き着いちゃうんです。

ですから、事業の効果という点では、現時点では、いろいろな災害を検証しております。台風10号災害もありましたし。一番大きかったのは東日本大震災ですが。肝心の防災と言ったときに、この事業費効果というものは、どのような評価をされているのですか。

○委員長（松本尚美君） ちょっと、広げ過ぎていますね。答えますか。

芳賀危機管理監。

○危機管理監（芳賀直樹君） 東日本大震災のときの防災無線がどうだったのかというのは、いろいろな方がおっしゃっていますけれども、少なくとも私が東日本大震災のときのいろいろな映像を見る限りでは、津波が来る前にサイレンは何回も鳴っていますので、その効果がなかったかという、私はあったものというふうと考えております。

あと、技術革新からスマホとか携帯とかいろいろなものが進んでいますけれども、例えば幼稚園とか小学生の低学年がスマホを持って歩いているかという、歩いているわけではないので、それについては、津波のサイレン、国民保護のミサイルのサイレンで通園途中の児童等が避難するというので、防災無線のスピーカーはある程度、効果があるのかなというふうに思っています。また、高齢者の方もスマホを使いこなしているかという、そこも難しいところがあるので、高齢者まで分かるというところから言うと、防災無線のJアラートと連動したサイレンというものは、まだまだ必要なのかなというふうに思います。

あと、田中委員のおっしゃるとおり、10年で更新はかなりの金額がかかっていますけれども、OSに関わらず、皆さんのご家庭でもパソコン、家電製品を含めて、大体10年という、ほとんどガタがきているのが現状ではないでしょうか。家電製品は7年と言われているので、ある程度変える時期には来ていると思っております。マイクロソフトはOSということから言えば、本来、サポートが切れても、それに対して次のOSにアップデートしていくと。その際にどれだけの改修費がかかるのかというのを検討して行って、ハードウェアが使えるうちは、ソフトウェアをバージョンアップして、使っていくというふうな考え方をしていけないというふうに思っています。それはちょっと、宮古市もほかの自治体もちょっと、そういうところまで進んでいないと思っておりますので、これからはそういう考え方で業者と情報交換しながら、OSが切れたから更新とか、10年だから更新とかではなくて、できるだけ使うという考え方を持っていきたいと考えております。

○委員長（松本尚美君） まだ拡大しますか。

田中委員。

○20番（田中 尚君） 大変広げた質問のわりには、適切な答弁をいただきまして、ありがとうございました。そこで、私は防災を考えたときに、これはインフラの部分での事業費の提案をいただいていますけれども。一方においては、自主防災組織というものを非常に、これまでの議会の中では議論してきている経過があります。これは何かと言いますと、要するに、情報を誰かが受けて、そして伝えると。組織ですから。その中には子どもたち含まれるし、お年寄りが居れば、自力で避難が困難な、そういう方々も組織でカバーしていくということからいきますと、私は危機管理監がおっしゃった部分は、クリアしていけるのかなという思いがしておりますので。だから、デジタル化も含めた現行の防災行政無線の有効性はお答えいただいて、それもそうかなと聞いておりますけれども、なお改善の必要性も私に言わせると伸び率があるなど。伸びしろがあると指摘をしておきたいと思います。

○委員長（松本尚美君） ほかにございますか。

工藤委員。

○21番（工藤小百合君） 1点だけお聞きします。工事内容等の2番の更新工事の概要というところなんです。ここの中で、落札業者があって、落札金額が出ておりますけれども、条件付き一般競争入札に応札した業者は何社だったのでしょうか。1者と聞いたのですが、それ以外はなかったのですか。

○委員長（松本尚美君） 川原危機管理課長。

○危機管理課長（川原栄司君） ご指摘のとおり1者でございました。ただ、設計書の縦覧がございまして、縦覧

にきた会社は3者ほどあったと聞いております。

○委員長（松本尚美君） いいですか、はい。あと、ほかにございませぬね。では、質疑を終わります。

議案第10号に対する討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないようですので、直ちにお諮りいたします。議案第10号は原案可決すべきものと決することに、ご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案可決すべきものと決定いたしました。

説明員の入れ替えを行います。

〔説明員の入れ替え〕

○

付託事件審査（４） 議案第14号 あらたに生じた土地の確認について

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第14号、あらたに生じた土地の確認についてを議題といたします。事前に確認についての根拠については、資料をお渡ししておりますので、読んでいただいたと思いますので、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「ありません。」と呼ぶ者あり。〕

○委員長（松本尚美君） ありませんね。質疑はないようございますので、質疑を終わります。

これから、議案第14号に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論もないようですので、直ちにお諮りします。議案第14号は原案可決すべきものと決することに、ご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案可決すべきものと決定いたしました。

○

付託事件審査（５） 議案第15号 字の区域の変更について

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第15号、字の区域の変更についてを議題といたします。質疑のある方はいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 質疑はないようございますので、これで質疑を終わります。

これから、議案第15号に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論もないようですので、直ちにお諮りします。議案第15号は原案可決すべきものと決することに、ご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第15号は、原案可決すべきものと決定いたしました。

○

付託事件審査（６） 議案第16号 字の区域の変更について

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第16号、字の区域の変更についてを議題といたします。質疑のある方はいませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 質疑はないようでございますので、これで質疑を終わります。

これから、議案第16号に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論もないようですので、直ちにお諮りします。議案第16号は原案可決すべきものと決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第16号は、原案可決すべきものと決定いたしました。

○

付託事件審査（7） 議案第19号 宮古市過疎地域自立促進計画を変更することに関し議決を求めることについて

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第19号、宮古市過疎地域自立促進計画を変更することに関し議決を求めることについてを議題といたします。これにつきましても、計画書を事前に配布しておりますが、参考にしていただくという部分でございますが、質疑はございますか。

竹花委員。

○15番（竹花邦彦君） 議案第19号、宮古市過疎地域自立促進計画を変更。これは、事業を新たに追加するということの計画変更ですので、そのことについては了解ですが。ちなみに、この図書館の屋根改修工事を追加することになってはいますが、おおよその改修事業費をどの程度見込まれているのかですね、もし押されているのであれば、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） お答えいたします。既に当初予算の方で計上されているようでございます。屋根改修費として、1,940万円程が計上されているようでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○15番（竹花邦彦君） 1,940万円、私はもう少し金額が大きいのかなと思って。過疎債の活用を考えているということだったものですから。億の金額になるのかなと想定をしていたら、1,940万円なので了解をいたしました。一応、いまのところ、事業費の全額について過疎債を使うという考えか。その辺をちょっとお聞かせください。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） ご指摘のとおりでございます。前段、私の方でちょっと丁寧に説明すれば良かったのかなと今思ったのですが、工事の概要について若干、お話をさせていただきます。築35年の図書館でございますが、今まで手入れをしておこなったということで、屋根の塗装を1,500㎡程、それから防水シーリング、雪止めアングル。それらについて、手入れをしようというような内容で、先ほどの1,940万円というように予定しているところでございます。

○委員長（松本尚美君） よろしいですか。あと、ございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 質疑はないようでございますので、これで質疑を終わります。

これから、議案第19号に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論もないようですので、直ちにお諮りします。議案第19号は原案可決すべきものと決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第19号は、原案可決すべきものと決定いたしました。

説明員の入れ替えですが、待機してないの。

説明員の入れ替えのため、暫時休憩します。

〔説明員の入れ替え〕

午前14時20分 休憩

午前14時25分 再開

○委員長（松本尚美君） 前段で必要な資料がありましたら、前段で用意させますから申し出てください。より審査が深まるように。

○

付託事件審査（8） 議案第6号 宮古市市民交流センター条例

○委員長（松本尚美君） 休憩前に引き続き会議を再開します。それでは議案第6号宮古市市民交流センターを議題とします。今お手元に配られた資料を参考にいただきながら質疑に入ります。

担当課は説明、なにかポイントがありますか。

○委員長（松本尚美君） 松下企画部長。

○企画部長（松下 寛君） 議案第6号の宮古市市民交流センターの条例につきまして、それぞれ従来よりご説明申し上げまして、市民検討委員会の意見とか、総務常任委員会の意見、それからいろんなところの意見、やりながら条例の作成をしまいいりました。ただ、その時間的に条例の作成に時間を要しましたことから、改めてですね、概要についてはご説明する機会を持たずに議案の提案となってしまうので、お詫び申し上げますと伴に、現在お配りした資料を基に我々の方からご説明をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（松本尚美君） 座ったままで。岩間復興推進課長。

○復興推進課長（岩間 健君） では、座ったままで失礼します。それでは本日お配りしました資料に基づいて議案の骨格となる部分を説明させていただいてから、ご審議をお願いしたいと思います。

お配りした資料、1番設置目的です。こちらは条例の1条に関連します。本事業の基本計画書におきましては、復興交付金というのを財源として見込みながら、市民交流センターを整備することが明記されております。その中で防災展示学習ですとか、一時避難場所としてふさわしい防災備蓄倉庫等々の機能も盛り込むということで整備を進めておりますので、条例につきましては市民交流センターの日常使い、市民の皆様に使っていただく部分と災害発生時等においても活動する拠点となることを条例の1条で目的として設置しておるものでございます。

2番の使用料についてです。これは条例の6条に関連いたします。また別表の方に使用料金表をつけております。使用料の算定につきましては、受益者負担の原則、利用者に対するわかりやすさという観点から、市内の類似公共施設の利用を妨げない料金設定を基本として設定したいと思います。

なお、音楽スタジオですとか、運動スタジオなど市内に類似施設が少ない貸室に関しましては、ほかの自治体の類似施設の料金設定をも参考にしています。

また、短時間利用の場合の負担の公平性の確保するために、使用料は時間単位としております。市内の公共施設では、例えば、午前ですと9時から12時までという時間帯をもっていくらという使用料を設定している施設が多くございますけれども、今回はより多くの皆さんに時間帯でご利用いただきたいということで1時間単位の使用料とさせていただきますと思います。

また、音楽スタジオにはドラム、キーボードやアンプセットなどの付属設備を有しております。ほかの類似施設におきましても、やはり消耗がたいへん激しいといえますか、たいへん高価な機械でございます。別途料金を徴収しているという事例を参考に、別表の方で使用料を定めたいと思っております。

次に大きな3番、免除でございます。こちらは本条例には明記は直接ございませんが、施行規則の方でこの条例が制定された後に施行規則を制定いたしますけれども、施行規則で謳う予定の内容でございます。使用料の免除については、利用者が特定分野に偏ることがない施設であるということや、ほかの自治体の類似施設を参考にしながら利用者が固定化したり、負担の公平性を損なうことのないように減免の範囲や事由を限定したいと思っております。具体的に申し上げますと、市が主催する場合は全額免除。あとは市内の幼稚園等々、特別支援学校までですけれども、こちらの学校等が主催し無料で行う場合は全額免除と。また市が共催または構成団の一員となっている場合には半額免除、そのほか市長が特別の理由があると認める場合には市長が定めた額ということで施行規則の方で謳いたいと思っております。

次のページをお開きください。4番、利用許可申請ということで本条例では3条に関係がありますが、詳しい事務手続きについては施行規則の方で謳う予定でございます。こちらは、本条例では附則の部分で3条及び5条から9条までを9月3日から適用させていただくという附則を条例に明記しております。この根底となる部分の事務フローの部分、ちょっとこの表でご説明したいと思います。実際オープン当初の利用がかなり皆さん心待ちにしてるかと思われそうですが、私どもの建設工事が終わって、受付業務が始まるまで、なかなか時間の余裕がない中で、具体には施行規則では6か月前から申し込み可能です。14日前まで可能です。というふうに施行規則では定めたいと思っておりますが、こちらについて特例として10月からの利用については9月2日からの1か月間で受付をするという移行措置で考えております。また31年1月から3月まで利用したい皆さんに関しては、10月3日からの受付を開始したいと思います。そして来年4月になりますと、この施設が供用開始した10月1日、3日以降のところ6か月前ということの利用申し込みが可能となりますので、こちらで6か月前からの受付が軌道に乗るというふうなことで、移行措置的にこちらの方については、施行規則等制定の場合は広報みやこ等で市民の皆さんに周知をしたい内容となっております。

また、申請については、直接の申請書を持ち込みとファックス、あとはまたいろいろご意見が届いております。郵便ではどうか。メールではどうか。これについて、細かいところは皆さんのご意見を参考にしながら、利用規定といいますか、利用マニュアルを作ってまいりたいと思っておりますので、条例、規則等での謳い込みはないということで、ご理解いただきたいと思います。

5番、こちらの休刊日、開館時間でございます。休刊日は年末年始の12月29日から1月3日まで。ただし、メンテナンスのために必要が生じた場合には臨時休館する場合があります。事前に告知をしたいと思っております。

開館時間帯、これは多くの皆さんからご要望がありました。宮古市内の一番利用時間が長い文化会館を例にとりまして午前9時から午後9時半までということで考えております。

6番、運営協議会の設置です。こちらについては、センターができたから終わりではなくて、センターの運用事業実績について、または事業計画について、市民の皆様から意見を伺う場として運営協議会を設置したいということで、条例に定めたいと思っております。

なお、7番、最後になりますけれども、センターの運営体制と所管課ということで、実は昨年の11月の総務常任委員会の方でご説明を一部させていただいたのですが、当時所管課が決まっておりませんで、その後当面は復興推進課でやるようにと庁内に決まりました。

復興推進課はこれから総務課と運営体制について協議を深めていきますけれども、現段階で私どもが考えている体制としましては、職員は8名、うち正職員4名、私のような課長職も含まれます。非常勤職員2名、臨時職員2名で、二交代制で4週8休というようなことイメージしたシミュレーションを作っております。先般、機構改革があったばかりですし、10月1日のことでございますが、具体については総務課の方と協議しながら決めていきたいというふうに思っております。

なお、施設については当面直営ということでご説明してきたつもりでございますが、やはり維持管理経費ですとか様々な部分で、まだまだ見極めが必要な部分があるということでの当面の直営をお認めいただいて、数年後におきましては、業務委託ですとか、それらについては検討するというところで改めてご説明したいと思っております。

次の3ページから6ページにつきまして、実は市内の施設以外にも類似の貸室を持つ県内の施設についても、視察あるいは情報収集して整理したものがこちらの表それぞれとなっております。資料の作り方としては、類似施設との使用料との比較ということで大きな1番が、会議室、創作スタジオという部屋に関しては、センターを言うことで、太囲みのところが今回の条例の方の使用料別表に記載した料金表料金になりますけれども。参考までに面積も付しておりますが、その下の部分が市内類似施設の貸付料金を示したものであります。上段に時間帯区分の利用料金を一時間換算したものであるということで、括弧書きに記載しております。例えば、見方の一つとしてお話しすると、一番下の総合福祉センターの触れ合いコーナーという部屋がございます。9時から12時までが1,020円の利用料金となりますが、1時間単位3時間で割ると340円という金額になります。また、17時から21時までですと、夜間になると割り増しになりまして1,740円ということで、これを4時間で割ると435円ということで、このような換算を試みております。これらを比較して、新設のセンターでもございます他の施設よりも若干高めということの配慮をいたしました。と、申しますのは、いろんな意見を伺いました。例えば、公民館ですとか、フラットピアとかいろんな施設がありますけれども、他の公共施設よりも安いものになれば、もしかすると市民交流センターの利用そのものが促せるのではないかとと思いますが、そちらの利用を避けてといいますか。それよりも市民交流センターへ毎週のように入れていただく団体様がでるのではないかと、とそういうこともあるという意見もありました。また、施設の利用の仕方として、通常、地域にある公民館等々で皆様が様々な団体さんがそれぞれの目的を持った施設で活躍する中で、その大きな発表をする場ですとか、お披露目をする場という意味合いも市民交流センターに持っているのではないかとということで、その区別をするという意味で、若干高めの設定を各部屋において行っております。

なお、今回配慮しました重要な点がございます。冷暖房費というものがあります。こちらについては市内文化会館、公民館、全ての公民館です、あと勤労青少年ホーム、シーアリーナにつきましては、別途使用料の50パーセントですとか30パーセントですとか、勤労青少年ホームにあっては、暖房器具を1台借りれば1時間当たり200円ですとか、シーアリーナは冷房が50円から100円、1時間単位、暖房が100円から150円と様々な規定が

ございました。いろいろな方のご意見を伺う中で、その冷暖房費、結構あの、寒くても我慢するとか、暑くても我慢するという利用団体さんの声がたくさんございまして、そういうことでは使用料に含めていただいた方がよいというご意見が結構ございました。という意味でも、若干高めとなったのはその部分も加味しているということで、ご理解いただきたいというふうに思っております。どんどんご自由にお使いくださいという意味合いではございませんが、気兼ねなく利用料金の中で、冷暖房はそれぞれの利用団体さんの方で使っていただくという意味合いがございます。詳細など時間があれですが。

4ページをお開きください4ページの下の半分に多目的ホールとあります。今回の市民交流センターの目玉となる多目的ホール。収容人数は約200名を見込んでおりますけれども、こちらの料金を設定する際に比較したのが文化会館の中ホール、総合福祉センターの多目的ホール、シートピアなどの研修ホールと比較をいたしました。文化会館中ホールですと9時から12時までで1,440円1時間当たりということでございます。夜間になると1,620円。総合福祉センターですと午前中1,026円、夜間になりますと1,285円。シートピアなどの研修室ですと9時から12時までで1,026円。夜間ですと、今は開いておりませんが1,285円。ということで、結構高い低いということが、なかなかルールの中でやってる部分が見えなかったものですから、実は近隣にある陸中ビル様の方にもやはり類似の大きなホールが3階にございまして、料金表調べさせていただき、実際にご相談といたしますか情報交換をしてみたいところがございます。陸中ビル様ですと非営利目的の利用、冷暖房込みで、3階に大きなホールがございます。前半分の方が約私どもの多目的ホールと同じような面積なんですけれども。平日ですと1時間当1,600円だそうでございます。また祝日ですと2,100円ということです。また、後ろ半分3分の1ほど使いますと平日1,200円、祝日で1,700円ということでございまして。なかなかいいところが見いだせなかったのですが、実は昨年11月にですね、意見を伺った中の一つに、いわゆる商売目的の利用は避けた方がいいというご意見を、当時の総務常任委員会の田中委員さんほか頂いたのですが、それについて今回やはりそうゆうことで内部において考えました。物産販売を積極的にするものではないという施設を貫く中で、陸中ビルさんの方は、逆に言えば商談会ですとか商品の展示会とかを展開されるということで、役割分担ができるのかなということでお話もさせていただいてまいりました。それらの意見も伺いながらとなっております。

それでは次の5ページです。音楽スタジオにつきましては、利用料金をいただきたい機材として様々な備品として揃えますが、ほかの類似施設の関係もございまして、下半分の方になります。滝沢のビックルーフという新しい交流施設がございます。ドラムセットが200円、キーボード100円、アンプ100円。これらも参考にさせていただいております。市内の音楽愛好家の方にもご意見を伺いまして、その辺が妥当なのかなと思っております。また、貸室につきましては、そのページの上の方にあります。カントリーズカフェさん、カウンターアクションさん、ツタヤさんということで、特にカントリーズカフェさんの方の利用料金設定の1時間当たり400円という部分を基本に考えながら、ビックルーフさんとか県のアイーナという施設を参考にしながら、このくらいの料金ではどうかということで考えたところであります。

最後のページになります。こちらは運動スタジオということで、激しい運動をするところではございませんけれども、こちらについても利用料金を定める中で検討したところがございます。市内ですとシーアリーナの幼児高齢者室というのが参考になるかなと思いましたが、なかなかこちらについては専用利用、個人利用150円ですか210円とありますが、こちらも別途冷暖房費を50円から150円を頂戴する、1時間当たり、という情報も得ておりますし、滝沢のビックルーフ、アイーナの方の世代交流室は逆に非常に高めの設定の施設もございました。私の方では、ほかの部屋、前のページまでのほかの部屋とのバランスも考えながら運動スタジオについ

ても400円、600円ということで面積区分に応じて設定したいと考えたところでございます。

なお、最後になります。下半分の交流プラザ。交流プラザと申しますのは、市民交流センター1階のオープンスペースになります。普段は、どなたでも、いつでもそこでくつろげる、そこで待ち合わせをする、高校生・中学生ですと勉強する、本を読む、いろんなスペースということで区分けのない扉もない区画にはなりますけども、こちらを例えば、絵画展とか書道展ですとか何か通りがかりの市民の皆さんがどうしても入れない状況で、例えば使う場合には料金をいただこうと。ただし、これも意見を伺いました。やはり市民の皆さんに見ていただきたい絵画展とか書道展とか標語関係の発表とかがあれば、そこは逆に市民の皆さんは自由にできるので、それは無料と解釈もあるだろうということで。これは利用実績を積み上げながら、事例を積み上げながら進めたいと思いますが、完全にシャットアウトして占領するというのであれば、料金を頂戴しようという考え方で整理をさせていただいております。

資料に基づく説明が条例にそのものに沿ったものではございませんけれども、十分これまで説明ができていなかった部分についてご説明いたしました。あとはご質問を受けながら補足をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（松本尚美君） 細部に渡って説明をいただきましたが、前段で質疑はないということでしたが、あまり細部に渡る部分でないにしても参考にしてなにか質疑がございますか。岩間復興推進課長の方は意見のものがなんかありました。審査と時間、この条例の審査とリンクする部分でないかなという部分もありますが、ありますか。いいですか。

質疑はないようでございますので、これで質疑を終わります。

これから、議案第4号に対する討論を行います。討論がございますか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論もないようでございますので、直ちにお諮りいたします。

議案第6号は、原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案可決すべきものと決定いたしました。説明員の入れ替えを行います。

〔説明員の入れ替え〕

○

付託事件審査（9） 議案第11号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第11号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。質疑のある方はいますか。

竹花委員。

○15番（竹花邦彦君） これはですね、議案第12号とからむ話なんです。端的に言うとその備品購入をこの議案第11号と第12号と様々な備品類がありますよね。これを分けて発注した理由があるのか、ないのか。つまり、何が言いたいかというと、分けなくて一つにして発注することも可能だったので。例えば、備品のあれなんです。第11号は書庫とか文書棚です。第12号の方は机とかテーブルです。これは、分けて発注しなければならないものだろうか。私はそう思ってます。わざわざこれを、発注を二つに分けたというの、例えば、地元業者の方々が、請負ができるような、そういった点も配慮しているのか、とそういうことも、ふと思ったりし

てね。でも逆に言うと、考え方でですけど、1本にしておいた方が逆にいうと請負率が下がる、その金額が下がる可能性も、逆に高くなる可能性もあるかもしれないけども、なぜ、もし一つで可能なのであれば、なぜ二つに分けたのかな。その辺何か理由があるのかなというふうに思ったのですが、そこら辺、実際どうなのですか。

○委員長（松本尚美君） 別々にした理由ですね。

山崎契約管財課長。

○契約管財課長（山崎忠弘君） お答えいたします。今の委員さんからのご質問のとおり、二つほど考えまして、こういうふうに二つに分けてございます。

一つ目はまず、委員さんのおっしゃるとおり一つですと1回、1者のみとなります。それを二つに分ければ2者。それで市内の業者が優先的という形。

あと二つ目は、契約額の契約保証金が5%でございますので、その分が二つに分けますと低くなって入札に入れる、そういう機会が増える、入札に入れる、参入機会が増えるのかな。ということで市内の業者優先という形で考えてのことでございます。

○委員長（松本尚美君） ごめん、その5%は入札保証金。

○契約管財課長（山崎忠弘君） はい。保証金。

○委員長（松本尚美君） 保証金ね。これが、1本にすると額が大きくなるんで、保証金の額が大きくなるということですね。

田中委員。

○20番（田中 尚君） 第11号ですよ。第12号も合わせて議論してますので、議案第11号、同じような内容である訳なんですけれども、ここに出ております取得予定価格について伺いますが、7,038万1,440円というのは、これはどのように理解したらよろしいでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 私は意味がわからない。もう一回。すみません。

○20番（田中 尚君） この金額の根拠ということです。

○委員長（松本尚美君） 積算根拠ですね。

岩間復興推進課長。

○復興推進課長（岩間 健君） こちらは、これらの議案にございます参考資料の備品の取得する部分の購入金額、取得額となっております。その前段として私どもはすべての案件につきまして、参考見積もりをいただきながら契約管財課へ引き継ぎながら市内の登録業者さんへ指名をいただきながら、入札を執行した結果となっております。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○20番（田中 尚君） 入札執行の状況について、もう少し詳しくご説明いただきたい。

○委員長（松本尚美君） 岩間復興推進課長。

○復興推進課長（岩間 健君） 今回の議案第11号に関しましては、市内の指名競争ということで8者指名をさせていただきます。そして4者辞退がございまして、応札が4者でございました。議案の方の部分で部長が本会議でもお話ししましたとおり、88.23%の落札率ということでございました。

○委員長（松本尚美君） いいですか。ほかに質疑はございせんか。第12号も関連あるということですが。まず今第11号を審査しておりますので。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 質疑はないようでございますので、これで質疑を終わります。

これから、議案第11号に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論もないようですので、直ちにお諮りします。議案第11号は原案可決すべきものと決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第11号は、原案可決すべきものと決定いたしました。

○

付託事件審査（10） 議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第12号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。質疑のある方はいますか。

田中委員。

○20番（田中 尚君） これももしかすると叱られるかもしれませんが、本会議で説明している内容なんですが、先ほど88.23%でした。これも同率でしたか。確認。

○委員長（松本尚美君） 岩間復興推進課長。

○復興推進課長（岩間 健君） こちらにつきましては、やはり市内登録業者8者指名しました。4社の辞退がありましたけども4社の応札をいただきまして、請負率ですと85.97%ということとでございました。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○20番（田中 尚君） 市内で8者応札できる条件ありますか。

○委員長（松本尚美君） 岩間復興推進課長。

○復興推進課長（岩間 健君） こちらについては、登録の区分がですねスチール製家具ということで参加いただけるので、もれなくご指名させていただいたと契約管財課から聞いております。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○20番（田中 尚君） そこまで固有名詞で読み上げいただきます。応札業者、こちらが案内した。こんなに私はないのではないのかなと思いますので。

○委員長（松本尚美君） 指名業者ですね。応札業者ではなて、指名業者ね。

○20番（田中 尚君） 指名業者です。失礼しました。

○委員長（松本尚美君） 岩間復興推進課長。

○復興推進課長（岩間 健君） 有限会社イシハタ様、有限会社伊手屋商店様、かんださわ様、株式会社菊地建設様、株式会社小成様、有限会社大成商事様、有限会社はしば様、宮古室内様の8者でございます。

○20番（田中 尚君） 終わります。

○委員長（松本尚美君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 質疑はないようでございますので、これで質疑を終わります。

これから、議案第12号に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論もないようですので、直ちにお諮りします。議案第12号は原案可決すべきものと決

することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査はすべて終了しました。

お諮りします。

6月15日の本会議における委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

以上で、付託事件審査を終わります。

この後、説明事項があります。

説明員の入替えを行いますので、暫時休憩します。

午後2時55分 休憩

○

宮古市議会総務常任委員会委員長 松本尚美